6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sakai Isao, Director-General, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Description of work : Naha second combination Building No. 3 (R3) Electrical Equipment works

⑷　Application form and other documents should be submited by the electronic bid system by 17 : 15 October 1, 2021. However, if you have the consent of the ordering party, bring or mail (limited to registered mail.) to it.

⑸　Candidate bidder need to bid by the electronic bid system by 12 : 00 of December 20, 2021 (The open bill will be 10 : 00 on December 23, 2021)

⑹　Contact : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau Cabinet Office, 2―1―10moromachi, Naha City, Okinawa Prefecture, 900―0006 Japan. Tel 098―866―0031 ext. 2526, 2527

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る手続きは、本工事の関連工事である「那覇第２合同３号館（Ｒ３）建築工事」の契約締結がなされないときには、中止又は延期する場合がある。

令和３年８月27日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　那覇第２合同３号館（Ｒ３）機械設備工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　沖縄県那覇市おもろまち２丁目１－１

⑷　工事内容　本工事は、那覇第２地方合同庁舎３号館の機械設備工事等を施工するものである。

１）建物用途　庁舎

２）構造・階数・建物規模・工事概要

①　庁舎　鉄筋コンクリート造・地上９階、塔屋１階建て延べ面積14,768.31㎡

空気調和設備、換気設備、排煙設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備　各新設一式

②　庁舎（１号館）鉄筋コンクリート造・地下１階、地上４階建て延べ面積10,667.00㎡

空気調和設備、自動制御設備、給水設備、消火設備　各改設一式

撤去工事　撤去一式

③　庁舎（２号館）鉄骨造・地下１階、地上11階建て延べ面積16,128.03㎡

空気調和設備、自動制御設備、給水設備、消火設備　各改設一式

④　屋外

給水設備、排水設備　各改設一式

撤去工事　撤去一式

⑤　分棟車庫　鉄筋コンクリート造地上１階建て延べ面積784.84㎡

消火設備　新設一式

なお、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日以外は、行政事務を行うなかで本工事を施工する。

⑸　工期　工事の始期から700日間（但し、令和４年１月25日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

⑹　使用する主要な資機材

遠心冷凍機（658kW）１台、空気熱源ヒートポンプユニット（161kW）３台、ユニット形空気調和機（5,500～15,000㎥／ｈ）18台、遠心送風機（100～5,600㎥／ｈ）84台、排煙機（5,000㎥／ｈ）１台、自動制御設備一式、消火設備一式

⑺　本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（技術提案評価型Ｓ型）の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認するとともに、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査・評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る範囲は対象としない。

⑼　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

⑾　本工事は、総合評価方式における技術提案の採否に関わる詳細な通知をする試行工事である。

⑿　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける工事である。

⒀　本工事は、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める入札ボンドの対象工事である。

⒁　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⒂　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

⒃　本工事は、入札説明書に示す工事成績相互利用適用対象工事（以下「評価対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

⒄　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日促進工事（発注者指定方式）である。

ただし、毎月第４土日を現場閉所とする試行工事である。なお、毎月第４土日の現場閉所が未実施となっても、罰則規定はない。

⒅　本工事は、受注者が入札時又は、工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する工事である。（総合評価に関する技術提案において加点評価対象となった内容は除く。）

⒆　本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。適用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版営繕工事編」を満たす情報共有システムを使用すること。

⒇　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

(21)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

(22)　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた費用の補正を行う試行工事である。

(23)　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。